	⑦　当該期間内に事業を開始しない場合は、指定地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、当該外国人が帰国旅費を調達するために必要な協力等、帰国のための協力を行うこと。 ⑧　指定地方公共団体は、事業開始に係る準備行為の進捗状況について、施設を保有する地域協議会の民間事業者から定期的に報告を受け、地方入国管理局からの照会に対応できるようにすること。
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

番号	法務A003
特定国際戦略事業の名称	高度人材外国人受入促進事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成24年法務省告示第126号）別表第３ 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針（平成24年法務省告示第127号）別表第２
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	高度人材ポイント制において、所属機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法律の規定に基づく認定若しくは承認を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であってイノベーションの創出の促進に資するものを受けている場合には、当該機関に所属する外国人に特別加算10点を付与する。
特例措置の内容	総合特別区域法（以下「特区法」という。）に基づき認定地方公共団体が指定する、特区法第26条又は第27条の税制優遇の適用対象となる統括事業、研究開発等に係る事業を行う企業に就労する外国人について、高度人材ポイント制におけるポイントの特別加算の対象とすることで、高度人材外国人の国際戦略総合特別区域内の企業への受入れを促進する。
同意の要件	認定地方公共団体が、特区法第26条又は第27条の規定に基づき税制優遇の適用対象となる企業を指定するための要綱を策定するとともに、指定した企業に対して指定書を交付すること。
特例措置に伴い必要となる手続	指定企業に就労する外国人が、本特例措置を利用し、在留資格認定証明書交付申請や在留資格変更許可申請を行う際には、申請窓口において指定書を添付する必要があること。

別表３を次のように改める。

別表３　全国において実施することとされた規制改革

注）　「市町村」には、特別区を含む。

事　項　名	規制改革の実施内容	規制改革を実施する法令等	実施時期	所管省庁
関税暫定措置法第４条（航空機部分品等の免税）の手続の簡素化	①　自治体が要望している「現行免税手続の簡素化」のうち、「減免税物品に関する帳簿」の省略については、関税暫定措置法基本通達に定める様式（Ｐ―1000）にかかわらず、関税暫定措置法施行令で求めている事項が記載された社内帳簿等の利用を可能とする。 ②　また、輸入後に税関が行う事後確認の簡略化については、過去の確認実績に応じて柔軟に実施することとする（①の基本通達改正にあわせ、運用面の措置を行う）。 上記①②の措置については、航空機製造業の重要性に鑑みた本免税制度の趣旨を踏まえ、全国で実施する。	関税暫定措置法基本通達４―４等	平成24年７月１日施行（措置済）	財務省
港則法及び関税法による水島港に寄港する船舶の錨泊地の利用基準の緩和	関税法基本通達20―５を改正し、積荷の準備等の都合により入港しようとする開港に近接する不開港においてバース待ちをする必要がある場合（当該開港の港域が狭隘であることにより当該不開港においてバース待ちをすることがやむを得ないと認められる場合に限る。）には、不開港出入の許可を不要とすることを明示する。	関税法基本通達20―５（平成24年６月29日財関第685号）	平成24年７月１日施行（措置済）	財務省
ビジネスジェットの使用手続簡略化	ジェネラルアビエーション（企業・団体や個人が利用する自家用機等）が東京国際空港（羽田空港）を利用する場合、最長で10日間まで留め置くことができることとする。 ※その他の空港については、各空港の定める手続による。	「ジェネラルアビエーションによる東京国際空港の利用について」（平成24年６月28日国空戦略第25号）	平成24年９月１日施行	国土交通省
既存工場増築に関わる建築規制の緩和	既存不適格建築物について、増改築部分が現行基準に適合し、既存部分が現行基準に準ずる基準（耐震診断基準等）に適合する場合等には、既存部分の延べ面積の２分の１を超える大規模な増改築を可能とする。	建築基準法第86条の７ 建築基準法施行令第137条の２	平成24年９月20日施行	国土交通省
70MPa水素スタンドに対応した技術上の基準や例示基準の整備	70MPa燃料電池自動車に水素を充填するための圧縮水素スタンドに係る技術基準を整備するために、省令等を改正し、市街地に70MPa圧縮水素スタンドを建設することを可能とした。	一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号） コンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）	省令・告示：平成24年11月26日 内規：平成24年12月26日	経済産業省